公示送達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第100条第１項の規定による使用収益停止の通知は、送付すべき場所の確知ができないので、同法第133条第１項の規定により当該通知の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成25年５月21日

宇都宮市旭１丁目１番５号
宇都宮都市計画事業
宇都宮鶴田第２土地区画整理事業
施行者　宇都宮市
代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　茨城県ひたちなか市平磯町1060番地
氏名　谷野　未次

２　使用収益停止の通知の内容
宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、土地区画整理法第100条第１項の規定により、使用し、又は収益することを停止しますので、同法同条同項の規定により通知します。

教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に栃木県知事に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提訴することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）処分の取消しの訴えを提訴することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の子ども発達センター内に掲示しています。

押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

警視庁砧文谷警察署長
司法警察員警視　布施　賢而

平成24年第４－21－１号遺失物横領被疑事件（第１号）　１．腕時計（ＲＯＬＥＸ）１個

会社その他の公告

解散公告

当法人は、平成二十五年三月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

北海道石狩郡新篠津村第四六線北一一番地
特定非営利活動法人自然生活ネット北海道
清算人　青木幸太郎

解散公告

当組合は、平成二十五年四月三十日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

青森県むつ市金谷一丁目五番地一八号
下北地区生コンクリート協同組合
清算人　菊池　茂

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

山形県長井市大町１番二１号
有限会社ひなた
清算人　豊　いずみ

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

千葉市中央区千葉港四－四　千葉県労働者福祉センター四階
特定非営利活動法人千葉県地域共生ケア振興センター
清算人　國生美南子
清算人　中戸　幹郎

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

千葉県野田市山崎字上宿一六三一番地
有限会社アルファ学院
清算人　福地　淑江

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都中央区日本橋二丁目二番一六号
スタージェットリーシング有限会社
清算人　鈴木　恒徳

解散公告

当社は、平成二十五年四月十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都港区東新橋二丁目一六番三号カーザベルソーレ五〇一
アトランティス株式会社
代表清算人　若狭　優次

解散公告

当社は、平成二十五年五月十五日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号
株式会社サルビア
代表清算人　山崎　晶広

解散公告

当社は、平成二十五年三月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
大阪３特定目的会社
代表清算人　田所　広有

解散公告

当社は、平成二十五年四月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月二十一日

東京都千代田区丸の内二丁目七番三号東京ビルディング
大阪１特定目的会社
代表清算人　田所　広有